

第16回宮古市農業委員会  
総会議事録

宮古市農業委員会

## 第16回宮古市農業委員会総会議事録

令和4年8月26日、第16回総会は市役所2-1会議室に招集された。

1. 開会日時 令和4年8月26日(金)午後1時30分
2. 閉会日時 令和4年8月26日(金)午後2時20分

3. 出席委員は次のとおりである。(出席委員 8名)

|             |              |             |
|-------------|--------------|-------------|
| 2番 古舘 秀巳 委員 | 3番 竹野 牧子 委員  | 4番 山崎 安人 委員 |
| 5番 中野 正隆 委員 | 6番 福士 永輝 委員  | 7番 去石 徹 委員  |
| 8番 畠山 一伸 委員 | 10番 飛澤 教男 委員 |             |

4. 欠席した委員は次のとおりである(欠席委員 2名)

|             |             |
|-------------|-------------|
| 1番 高森 昭夫 委員 | 9番 阿部 剛夫 委員 |
|-------------|-------------|

5. 事務局出席者は次のとおりである。

事務局長 飛澤 寛一  
次 長 中屋 和秀  
主 査 小野寺 泉

6. 会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員及び書記の指名
- 日程第2 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
- 日程第3 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について
- 議案第2号 農地法の適用外証明願いについて
- 議案第3号 宮古農業振興地域農用地利用計画の変更について
- 議案第4号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の審議について

— 午後1時30分 開会 —

議長  
(飛澤教男会長)

定刻となりました。

現在、委員10名中7名の出席です。〔3番竹野委員 未到着〕

宮古市農業委員会会議規程第11条の定足数に達しておりますので、これより第16回宮古市農業委員会総会を開会いたします。

次に、「宮古市農業委員会憲章6番」を朗読いたします。

憲章を読み上げますので、復唱願います。

(憲章6番)

(宮古市農業委員会憲章朗読)

議長

ありがとうございます。

それでは、日程第1、議事録署名委員及び書記の指名を行います。

お諮りいたします。議事録署名委員及び書記の指名につきましては、宮古市農業委員会会議規程第13条により、議長から指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、議事録署名委員には7番去石委員と8番畠山委員を、書記には事務局の小野寺主査を指名いたします。

(報告第1号)

次に、日程第2、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出書の受理について」を事務局より報告願います。小野寺主査。

小野寺主査

議案書の1ページをお開き願います。

(議案書の報告第1号を朗読)

今月の受理件数は9件で、取得事由はすべて相続であり、農業委員会による斡旋の希望はございません。8月分届出合計を読み上げて報告といたします。

4ページをお開き願います。

(議案書を朗読して報告)

以上で報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

報告ではありますが、皆さんから何かお聞きしたいことがあれば受けたいと思います。

なお、発言の際は、はじめに議席番号とお名前をお願いいたします。

どなたかございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議長  
(議案第1号)

次に、日程第3、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請の審議について」を議題といたします。

付議番号1番及び付議番号2番は、議事参与の制限に該当する案件でございますので、はじめに付議番号1番及び2番の審議と採決を行い、その後に残りの案件の審議と採決を行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、そのように進めてまいります。  
ここで、2番古舘委員には一時退室願います。

(2番古舘委員 退室)

議長 付議番号1番について、事務局より説明願います。中屋次長。

中屋次長 議案書の5ページをご覧願います。  
(議案書の議案第1号を朗読)  
付議番号1番についてご説明いたします。所在図は1ページ、資料のナンバー1をご用意願います。  
(議案第1号付議番号1番を議案書の朗読により説明)  
資料のナンバー1をご覧願います。

令和4年8月22日に月当番の中野委員、地区担当推進委員の野尻委員、事務局から私の3人で現地を確認しております。

1 農地転用許可基準からみた意見と理由欄でございますが、(1)農地の種類は、農用地、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当せず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地でございます。(2)から(4)までは転用許可基準からみて、いずれも適当確実と認められるものでございます。(5)から(8)は該当ございません。2 他法令関連事項欄でございますが(1)は該当ございません。(2)都市計画法との関連は、計画区域外でございます。(3)農業振興地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域外でございます。

以上の調査の結果は、転用許可基準を満たしており、3 調査意見といたしましては、許可相当と認められるものでございます。

なお、地区担当推進委員の野尻委員は、異議がないということでございます。

説明は以上でございます。

議長 次に、月当番の5番中野委員に発言を許します。中野委員。

5番中野委員 5番中野です。ただいま事務局の中屋次長の説明のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。  
これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。  
福士委員、どうぞ。

6 番福士委員 6 番福士です。この 1 番の賃貸借の期限はあるんでしょうか。それから、6 番も同じようになっています。トンネルでの電波遮蔽対策のためは、何か理由があって期限が書かれていないんでしょうか。6 番と併せてお願いします。

議 長 中屋次長。

中屋次長 永久転用なので期限は書いていないということでございます。

議 長 よろしいですか。そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 そのほか質疑がないようですので、付議番号 1 番の審議を終わります。次に、付議番号 2 番について、事務局より説明願います。中屋次長。

中屋次長 付議番号 2 番についてご説明いたします。所在図は 1 ページ、資料のナンバー 1 の 2 をご用意願います。  
(議案第 1 号付議番号 2 番を議案書の朗読により説明)  
資料ナンバー 1 の 2 をご覧願います。  
令和 4 年 8 月 22 日に月当番の中野委員、地区担当推進委員の野尻委員、事務局から私の 3 人で現地を確認しております。  
1 農地転用許可基準からみた意見と理由欄でございますが、(1) 農地の種類は、農業振興地域整備計画における農用地区域内の農用地でございます。(2) から(4)及び(7)は転用許可基準からみて、いずれも適当確実と認められるものでございます。(5)、(6)、(8)は該当ございません。2 他法令関連事項欄でございますが、(1)は該当ございません。(2)都市計画法との関連は、計画区域外でございます。(3)農業振興地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域内でございます。(4)は該当ございません。  
以上の調査の結果は、転用許可基準を満たしており、3 調査意見といたしましては、許可相当と認められるものでございます。  
なお、地区担当推進委員の野尻委員は、異議がないということでございます。  
説明は以上でございます。

議 長 次に、月当番の 5 番中野委員に発言を許します。中野委員。

5 番中野委員 5 番中野です。ただいま事務局の中屋次長の説明のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。  
これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

|         |   |
|---------|---|
| 議 長     | <p>質疑がないようですので、付議番号 2 番の審議を終わります。<br/>これより、議案第 1 号付議番号 1 番及び 2 番を採決いたします。<br/>お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p>  |
|         | (全員挙手)  |
| 議 長     | <p>全員賛成でございます。よって、議案第 1 号付議番号 1 番及び 2 番は原案のとおり許可相当として、県知事へ意見を送付いたします。<br/>ここで、2 番古舘委員の入室を許します。</p>  |
|         | (2 番古舘委員 入室)  |
| 議 長     | <p>古舘委員にお伝えいたします。議案第 1 号付議番号 1 番及び 2 番は原案のとおり許可相当として、県知事へ意見を送付することと決定しました。<br/>次に付議番号 3 番について、事務局より説明願います。中屋次長。</p>   |
| 中屋次長    | <p>議案書の 6 ページをお開き願います。所在図は 2 ページ、資料のナンバー 1 の 3 をご用意願います。<br/>この申請は 5 月にご審議いただいたものでございますが、今回と異なる借受人での申請でございました。その後、取り下げがございまして、今回改めてご審議いただくものでございます。<br/>(議案第 1 号付議番号 3 番を議案書の朗読により説明)<br/>資料ナンバー 1 の 3 をご覧願います。<br/>令和 4 年 8 月 22 日に月当番の中野委員、地区担当推進委員の大森委員、事務局から私の 3 人で現地を確認しております。<br/>1 農地転用許可基準からみた意見と理由欄でございますが、(1)農地の種類は、農用地、甲種農地、第 1 種農地、第 3 種農地のいずれにも該当せず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第 2 種農地でございます。(2)から(4)まで及び(7)は転用許可基準からみて、いずれも適当確実と認められるものでございます。(5)、(6)及び(8)は該当ございません。<br/>2 他法令関連事項欄でございますが、(1)は該当ございません。(2)都市計画法との関連は、計画区域外でございます。(3)農業振興地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域外でございます。(4)は該当ございません。<br/>以上の調査の結果は、転用許可基準を満たしており、3 調査意見といたしましては、許可相当と認められるものでございます。<br/>なお、地区担当推進委員の大森委員は、異議がないということでございました。<br/>説明は以上でございます。</p> |
| 議 長     | 次に、月当番の 5 番中野委員に発言を許します。中野委員。   |
| 5 番中野委員 | 5 番中野です。ただいま事務局の中屋次長の説明したとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。  |

|         |   |
|---------|---|
| 議 長     | 説明が終わりました。<br>これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。   |
|         | (「なし」の声あり)  |
| 議 長     | 質疑がないようですので、付議番号 3 番の審議を終わります。<br>次に、付議番号 4 番について、事務局より説明願います。中屋次長。   |
| 中屋次長    | 付議番号 4 番についてご説明いたします。所在図は 3 ページ、資料のナンバー1 の 4 をご用意願います。  |
|         | (議案第 1 号付議番号 4 番を議案書の朗読により説明)   |
|         | 資料ナンバー1 の 4 をご覧願います。  |
|         | 令和 4 年 8 月 22 日に月当番の中野委員、地区担当推進委員の伊東委員、事務局から私の 3 人で現地を確認しております。   |
|         | 1 農地転用許可基準からみた意見と理由欄でございますが、(1)農地の種類は、農業振興地域整備計画における農用地区域内の農用地でございます。(2)から(4)まで及び(7)は転用許可基準からみて、いずれも適当確実と認められるものでございます。(5)、(6)及び(8)は該当ございません。2 他法令関連事項欄でございますが、(1)は該当ございません。(2)都市計画法との関連は、計画区域外でございます。(3)農業振興地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域内でございます。(4)は該当ございません。 |
|         | 以上の調査の結果は、転用許可基準を満たしており、3 調査意見といたしましては、許可相当と認められるものでございます。  |
|         | なお、地区担当推進委員の伊東委員は、異議がないということでございました。  |
|         | 説明は以上でございます。  |
| 議 長     | 次に、月当番の 5 番中野委員に発言を許します。中野委員。   |
| 5 番中野委員 | 5 番中野です。ただいま事務局の中屋次長の説明したとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。  |
| 議 長     | 説明が終わりました。<br>これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。   |
|         | (「なし」の声あり)  |
| 議 長     | 質疑がないようですので、付議番号 4 番の審議を終わります。<br>次に、付議番号 5 番について、事務局より説明願います。中屋次長。   |
| 中屋次長    | 付議番号 5 番についてご説明いたします。所在図は 4 ページ、資料のナンバー1 の 5 をご用意願います。  |
|         | (議案第 1 号付議番号 5 番を議案書の朗読により説明)   |
|         | 資料ナンバー1 の 5 をご覧願います。  |
|         | 令和 4 年 8 月 22 日に月当番の中野委員、地区担当推進委員の刈屋委員、事務局から私の 3 人で現地を確認しております。   |

1 農地転用許可基準からみた意見と理由欄でございますが、(1)農地の種類は、農用地、甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれにも該当せず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地でございます。(2)から(4)まで及び(7)は転用許可基準からみて、いずれも適当確実と認められるものでございます。(5)、(6)及び(8)は該当ございません。2 他法令関連事項欄でございますが、(1)は該当ございません。(2)都市計画法との関連は、計画区域外でございます。(3)農業振興地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域外でございます。

以上の調査の結果は、転用許可基準を満たしており、3 調査意見といたしましては、許可相当と認められるものでございます。

なお、地区担当推進委員の刈屋委員は、異議がないということでございました。

説明は以上でございます。

議長

次に、月当番の5番中野委員に発言を許します。中野委員。

5番中野委員

5番中野です。ただいま事務局の中屋次長の説明したとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりました。

これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議長

質疑がないようですので、付議番号5番の審議を終わります。

次に、付議番号6番について、事務局より説明願います。中屋次長。

中屋次長

議案書の7ページをご覧ください。付議番号6番についてご説明いたします。

(議案第1号付議番号6番を議案書の朗読により説明)

資料ナンバー1の6をご覧ください。

令和4年8月22日に月当番の中野委員、地区担当推進委員の野尻委員、事務局から私の3人で現地を確認しております。

1 農地転用許可基準からみた意見と理由欄でございますが、(1)農地の種類は、農用地、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当せず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地でございます。(2)から(4)までは転用許可基準からみて、いずれも適当確実と認められるものでございます。(5)から(8)までは該当ございません。2 他法令関連事項欄でございますが、(1)は該当ございません。(2)都市計画法との関連は、計画区域外でございます。(3)農業振興地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域外でございます。(4)は該当ございません。

以上の調査の結果は、転用許可基準を満たしており、3 調査意見といたしましては、許可相当と認められるものでございます。

なお、地区担当推進委員の野尻委員は、異議がないということでございました。

説明は以上でございます。



|        |   |
|--------|---|
| 議 長    | 次に、月当番の5番中野委員に発言を許します。中野委員。   |
| 5番中野委員 | 5番中野です。ただいま事務局の中屋次長の説明のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。  |
| 議 長    | 説明が終わりました。<br>これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。<br>福士委員。  |
| 6番福士委員 | 6番福士です。賃貸料について参考までに教えてください。6番までいろいろな金額が出てきてましたが、この金額については貸すほう借りるほうの任意のやつなのか、それとも農業委員会が少しでも介在してるんでしょうか。教えてください。  |
| 議 長    | 中屋次長。   |
| 中屋次長   | 金額の設定については、農業委員会事務局は関与いたしておりません。  |
| 議 長    | よろしいですか。そのほかありませんか。   |
|        | (「なし」の声あり)  |
| 議 長    | そのほか質疑がないようですので、付議番号6番の審議を終わります。<br>次に、付議番号7番について、事務局より説明願います。中屋次長。   |
| 中屋次長   | 付議番号7番についてご説明いたします。所在図は5ページ、資料のナンバー1の7をご用意願います。<br>(議案第1号付議番号7番を議案書の朗読により説明)<br>資料ナンバー1の7をご覧願います。<br>令和4年8月22日に月当番の中野委員、地区担当推進委員の野尻委員、事務局から私の3人で現地を確認しております。<br>1 農地転用許可基準からみた意見と理由欄でございますが、(1)農地の種類は、農用地、甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれにも該当せず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地でございます。(2)から(4)まで及び(7)は転用許可基準からみて、いずれも適当確実と認められるものでございます。(5)、(6)及び(8)は該当ございません。<br>2 他法令関連事項欄でございますが、(1)は該当ございません。(2)都市計画法との関連は、計画区域外でございます。(3)農業振興地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域外でございます。(4)は該当ございません。<br>以上の調査の結果は、転用許可基準を満たしており、3 調査意見といたしましては、許可相当と認められるものでございます。<br>なお、地区担当推進委員の野尻委員は、異議がないということでございました。<br>説明は以上でございます。 |

|         |   |
|---------|---|
| 議 長     | 次に、月当番の5番中野委員に発言を許します。中野委員。   |
| 5番中野委員  | 5番中野です。ただいま事務局の中屋次長の説明したとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。   |
| 議 長     | 説明が終わりました。<br>これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。<br><br>(「なし」の声あり)   |
| 議 長     | 質疑がないようですので、付議番号7番の審議を終わります。<br>以上で、議案第1号付議番号3番から7番までの審議が終了いたしました。<br>これより、議案第1号付議番号3番から7番までを採決いたします。<br>お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。<br><br>(全員挙手)   |
| 議 長     | 全員賛成です。よって、議案第1号付議番号3番から7番までは原案のとおり許可相当として、県知事へ意見を送付いたします。  |
| (議案第2号) | 次に、議案第2号「農地法の適用外証明願いについて」を議題といたします。<br>付議番号1番について、事務局より説明願います。中屋次長。   |
| 中屋次長    | 議案書の8ページをお開き願います。<br>(議案書の議案第2号を朗読)<br>付議番号1番についてご説明いたします。所在図は6ページ、資料のナンバー2をご用意願います。<br>(議案第2号付議番号1番を議案書の朗読により説明)<br>資料のナンバー2をご覧願います。<br>令和4年8月22日に月当番の中野委員、地区担当推進委員の金澤委員、事務局から私の3人で現地を確認しております。<br>調査書の1適用外証明の範囲の(4)その他農地又は採草放牧地以外になってから長年月を経過した土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが著しく困難と認められるもの、この場合において「長年月を経過した土地」とは、20年を経過したものとする、に該当するものでございます。2他法令関連事項でございますが、農業振興地域整備計画との関連は、振興地域外で農用地区域外でございます。3調査意見、結論でございますが、1適用外証明の範囲の(4)に該当し、付議番号1番の申請内容は相当と認められるものでございます。<br>なお、地区担当推進委員の金澤委員は、異議がないということでございました。<br>説明は以上でございます。 |

|                |   |
|----------------|---|
| 議 長            | 次に、月当番の5番中野委員に発言を許します。中野委員。   |
| 5番中野委員         | 5番中野です。ただいま事務局の中屋次長の説明したとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。   |
| 議 長            | 説明が終わりました。<br>これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。<br><br>(「なし」の声あり)   |
| 議 長            | 質疑がないようですので、付議番号1番の審議を終わります。<br>以上で議案第2号の審議を終了しました。<br>これより、議案第2号「農地法の適用外証明願いについて」を採決いたします。<br>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。<br><br>(全員挙手)   |
| 議 長<br>(議案第3号) | 全員賛成です。よって、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。<br>次に、議案第3号「宮古農業振興地域農用地利用計画の変更について」を議題といたします。<br>付議番号1番について、事務局より説明願います。中屋次長。  |
| 中屋次長           | 議案書の9ページをご覧ください。<br>(議案書の議案第3号を朗読)<br>付議番号1番についてご説明いたします。所在図は7ページでございます。<br>(議案第3号付議番号1番を議案書の朗読により説明)<br>8月22日に月当番の中野委員、地区担当推進委員の大森委員、事務局から私の3人で現地を確認しております。<br>農地の連坦を蚕食することなく、周辺農地の利用に支障がないことから、事務局の原案としては、「意見はない」とするものでございます。<br>なお、地区担当推進委員の大森委員は、異議がないということでございました。<br>以上で説明を終わります。 |
| 議 長            | 次に、月当番の5番中野委員に発言を許します。中野委員。   |
| 5番中野委員         | 5番中野です。ただいま事務局の中屋次長の説明したとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。   |
| 議 長            | 説明が終わりました。<br>これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。   |

(「なし」の声あり)

議長

質疑がないようですので、付議番号1番の審議を終わります。  
次に、付議番号2番について、事務局より説明願います。中屋次長。

中屋次長

付議番号2番についてご説明いたします。所在図は8ページでございます。  
(議案第3号付議番号2番を議案書の朗読により説明)  
8月22日に月当番の中野委員、地区担当推進委員の大森委員、事務局から私の3人で現地を確認しております。  
事務局の原案といたしましては、農地の連坦を蚕食することではなく、周辺農地の利用に支障がないことから、「意見はない」とするものでございます。  
なお、地区担当推進委員の大森委員は、異議がないということでございました。  
説明は以上でございます。

議長

次に、月当番の5番中野委員に発言を許します。中野委員。

5番中野委員

5番中野です。ただいま事務局の中屋次長が説明したとおりでございます。  
ご審議のほどよろしく願います。

議長

説明が終わりました。  
これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

質疑がないようですので、付議番号2番の審議を終わります。  
次に、付議番号3番について、事務局より説明願います。中屋次長。

(3番竹野委員 入室)

中屋次長

議案書の10ページをお開き願います。  
付議番号3番についてご説明いたします。所在図は9ページでございます。  
(議案第3号付議番号3番を議案書の朗読により説明)  
8月22日に月当番の中野委員、地区担当推進委員の野尻委員、事務局から私の3人で現地を確認しております。  
事務局の原案といたしましては、農地の連坦を蚕食することではなく、周辺農地の利用に支障がないことから、「意見はない」とするものでございます。  
なお、地区担当推進委員の野尻委員は、異議がないということでございました。  
説明は以上でございます。

議長

次に、月当番の5番中野委員に発言を許します。中野委員。

5番中野委員

5番中野です。ただいま事務局の中屋次長の説明したとおりでございます。  
ご審議のほどよろしく願います。

|           |   |
|-----------|---|
| 議 長       | 説明が終わりました。<br>これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。   |
|           | (「なし」の声あり)  |
| 議 長       | 質疑がないようですので、付議番号 3 番の審議を終わります。<br>次に、付議番号 4 番について、事務局より説明願います。中屋次長。   |
| 中屋次長      | 付議番号 4 番についてご説明いたします。所在図は 10 ページでございます。<br>(議案第 3 号付議番号 4 番を議案書の朗読により説明)<br>8 月 22 日に月当番の中野委員、地区担当推進委員の後藤委員、事務局から私の 3 人で現地を確認しております。<br>事務局の原案といたしましては、農地の連坦を蚕食することではなく、周辺農地の利用に支障がないことから、「意見はない」とするものでございます。<br>なお、地区担当推進委員の後藤委員は、異議がないということでございました。<br>説明は以上でございます。 |
| 議 長       | 次に、月当番の 5 番中野委員に発言を許します。中野委員。   |
| 5 番中野委員   | 5 番中野です。ただいま事務局の中屋次長が説明したとおりでございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。   |
| 議 長       | 説明が終わりました。<br>これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。   |
|           | (「なし」の声あり)  |
| 議 長       | 質疑がないようですので、付議番号 4 番の審議を終わります。<br>以上で議案第 3 号の審議を終了いたしました。<br>これより、議案第 3 号「宮古農業振興地域農用地利用計画の変更について」を採決いたします。<br>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  |
|           | (全員挙手)  |
| 議 長       | 全員賛成です。よって、議案第 3 号は原案のとおり決定いたしました。  |
| (議案第 4 号) | 次に、議案第 4 号「農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない旨の審議について」を議題といたします。<br>事務局より説明願います。中屋次長。   |

中屋次長

議案書の 11 ページをご覧ください。

(議案第 4 号を議案書の朗読により説明)

付議番号 1 番から 8 番までございます。個々の案件については、説明を省略させていただきます。

農地利用状況調査によって、農地に復元することが困難と認められた土地でございます。議決をいただいた後に所有者へ非農地である旨の通知を発送いたします。

合計を申し上げます。

(議案書の合計部分を朗読)

説明は以上でございます。

議 長

説明が終わりました。

これより質疑、討論に入ります。質問、意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑ないようですので、これで議案第 4 号の審議を終了します。

これより、議案第 4 号「農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない旨の審議について」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長

全員賛成です。よって、議案第 4 号は原案のとおり決定いたしました。

以上をもちまして、本日予定しました日程のすべてを終了いたしました。

これをもちまして、第 16 回宮古市農業委員会総会を閉会といたします。ありがとうございました。

— 午後 2 時 20 分 閉会 —

以上、会議の顛末を記録し、相違ないことを証するため、宮古市農業委員会会議規程第 30 条第 2 項の規定により署名押印いたします。

令和 年 月 日

会 長 飛澤 教男

署名委員 去石 徹

署名委員 畠山 一伸